第７回強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会	
令和５年３月13日	参考資料１

強度行動障害を有する者の地域支援体制イメージ（案）

〔状態が悪化した者に対する集中的支援〕
在宅やグループホーム等で行動上の課題が頻発するなど状態が悪化したケースに対して、広域的支援人材（仮称）、中核的人材による集中的なアセスメントと環境調整で状態の改善を図る。
広域的支援人材（仮称）が事業所を訪問して実施する方法と居住系支援等を活用し実施する方法を想定。

〔広域的支援人材（仮称）〕
強度行動障害に関する専門的知見を持ち中核的人材に助言、指導をおこなう人材。発達障害地域支援マネジャーが担うことも想定。

〔中核的人材〕
現場において適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導、助言を行う人材。強度行動障害を有する者を支援する事業所に１名程度の配置を想定。

国
人材育成
支援体制構築に関するノウハウ支援
財政的支援

国立のぞみの園
指導的人材育成研修の実施
中核的人材育成研修の実施

育成

都道府県／政令市
指導的人材の配置、市町村に対する支援
（自立支援）協議会や発達障害者地域協議会等を活用しながら広域での支援体制整備

広域的支援人材（仮称）

集中的支援

コンサルテーションによる支援体制の強化

体制整備の支援

助言

助言

市町村
強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握
関係機関が連携した支援体制の構築
（自立支援）協議会や要保護児童対策地域協議会等を活用しながら支援体制整備

中核的人材

地域生活支援拠点等
緊急対応／移行支援

中核的人材

障害福祉サービス
居住系、通所系、訪問系のサービスを提供

居住系サービスを活用した集中的支援

教育機関
個々の障害特性に合わせた教育

強度行動障害を有する者（家族）

障害児支援
強度行動障害の予防的支援
成人期への移行支援

相談支援事業所／基幹相談支援センター
関係機関の連絡調整
状態が悪化した者を集中的支援につなぐ

医療機関
精神科医療／
一般医療の提供

支援者間でネットワークを構築し地域の支援力向上を図る